

令和6年度第2回安城市介護保険・地域包括支援センター運営協議会及び
第1回地域包括ケア協議会 次第

日時 令和7年3月25日（火）

午後1時30分から午後3時まで

場所 安城市役所さくら庁舎第36会議室

1 委員紹介・辞令交付

2 会長あいさつ

3 報告事項及び議題

（1）令和7年度介護保険事業特別会計当初予算について（報告）：資料P8～9

（2）地域包括支援センターの評価及び結果について（報告）：資料P10～12

（3）令和7年度地域包括支援センター事業実施方針、事業計画及び事業計画書について（承認）：資料P13～19

（4）介護予防支援業務の一部委託について（承認）：資料P20

（5）令和7年度地域包括ケア推進事業計画について（承認）：資料P21～23

4 顧問講評

5 その他

（1）次回の開催予定について

予定のため、日程・会場等変更となる場合があります。

日 時 令和7年7月24日（木）午後1時30分から

場 所 安城市役所さくら庁舎2階第36会議室

（2）令和7年度人事異動等に係る委員異動について（連絡）

任期途中での委員の交代が見込まれる方は、交代予定時期等事務局までお知らせください。

安城市介護保険・地域包括支援センター運営協議会委員名簿

安城市地域包括ケア協議会委員名簿

委嘱期間 令和6年7月1日から3年間（令和6年10月1日現在）

区分	職名	氏名
学識経験者	安城市社会福祉協議会会長	◎神谷 明文
医療関係者	安城市医師会会長	○岡本 雅彦
	安城市歯科医師会会長	大場 茂
	安城市薬剤師会会長	服部 宏明
	安城更生病院事務部長	池田 真紀
	八千代病院事務長	山口 久代
福祉関係者	安城市民生・児童委員協議会会長	杉浦 正之
	安城市ボランティア連絡協議会副会長	野上 三香子
	特別養護老人ホームひまわり・安城施設長	竹内 釈夫
保健関係者	介護老人保健施設あおみ事務長	舟橋 広治
被保険者代表	安城市老人クラブ連合会副会長(第1部長)	富田 裕明
	安城市町内会長連絡協議会副会長	稲垣 守
	公募市民	颯川 延枝
	公募市民	高雲 しのぶ
介護サービス事業者等	デイネット会長	岡田 昇大

◎会長 ○副会長

安城市介護保険・地域包括支援センター運営協議会及び安城市地域包括ケア協議会
顧問

区分	職名	氏名
顧問	日本福祉大学名誉教授/佐久大学教授	野口 定久

安城市介護保険・地域包括支援センター運営協議会事務局名簿

令和6年度

所属等	氏名	備考
福祉部長	近藤 俊也	
福祉部次長	村藤 守	
福祉部高齢福祉課長	松村 誠	
福祉部高齢福祉課主幹	稲松 隆	
福祉部高齢福祉課長補佐兼高齢福祉係長	佐伯 景子	
福祉部高齢福祉課介護給付係長	奥吉 克樹	
福祉部高齢福祉課地域支援係長	古居 英剛	
福祉部高齢福祉課介護保険係長	金子 聖	
福祉部高齢福祉課介護審査係長	浅井 裕美	
福祉部高齢福祉課介護保険係主査	神谷 勇毅	
福祉部高齢福祉課地域支援係主事補	坂野 日菜子	
福祉部高齢福祉課介護保険係主事補	鈴木 彩花	

オブザーバー

所属等	氏名	備考
社会福祉協議会総務課長	稲垣 豊彦	
社会福祉協議会地域福祉課長	小林 博史	
社会福祉協議会くらしサポート課長	野々山 行成	

安城市附属機関の設置に関する条例

平成 25 年 12 月 24 日安城市条例第 34 号

改正

令和 6 年 10 月 2 日安城市条例第 31 号

安城市附属機関の設置に関する条例

（趣旨）

第 1 条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、附属機関の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第 2 条 別表執行機関の欄に掲げる執行機関に、同表名称の欄に掲げる附属機関を置く。

（担任意務）

第 3 条 附属機関の担任する事務は、別表担任意務の欄に掲げるとおりとする。

（委員）

第 4 条 附属機関の委員（以下この条において「委員」という。）の定数は、別表委員定数の欄に掲げるとおりとする。

2 委員は、別表委員構成の欄に掲げる者のうちから、附属機関の属する執行機関が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、別表委員任期の欄に掲げるとおりとし、再任を妨げない。委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（委任）

第 5 条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が別に定める。

附 則

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 安城市特別職報酬等審議会条例（昭和 39 年条例第 44 号）
- (2) 安城市総合計画審議会条例（昭和 40 年条例第 19 号）
- (3) 安城市住居表示審議会条例（昭和 38 年条例第 28 号）
- (4) 安城市青少年問題協議会条例（昭和 34 年条例第 17 号）
- (5) 安城市スポーツ推進審議会条例（昭和 53 年安城市条例第 58 号）

3 この条例の施行の際現にこの条例の規定により設置された附属機関に相当する附属機関等（以下「旧附属機関等」という。）の委員である者は、この条例の施行の日に、この条例の規定により設置された附属機関の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、これらの委員の任期は、第 4 条第 3 項前段の規定にかかわらず、旧附属機関等の委員の残任期間とする。

附 則（平成 27 年 3 月 25 日安城市条例第 1 号）

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 9 月 29 日安城市条例第 34 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年 9 月 29 日安城市条例第 39 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年 12 月 26 日安城市条例第 50 号）

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 24 日安城市条例第 12 号）

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 9 月 28 日安城市条例第 34 号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（安城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 安城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成 30 年 3 月 27 日安城市条例第 8 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 30 年 6 月 26 日安城市条例第 35 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 27 日安城市条例第 1 号）

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 9 月 30 日安城市条例第 31 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 26 日安城市条例第 1 号）

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 25 日安城市条例第 10 号）

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 9 月 27 日安城市条例第 27 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 6 年 10 月 2 日安城市条例第 31 号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第 2 条－第 4 条関係）

執 行 機 関	名 称	担 任 事 務	委 員 定 数	委員構成	委 員 任 期
市長	安城市介護保険・地域包括支援センター運営協議会	介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の推進等並びに地域包括支援センターの設置、運営等に関する事項の調査審議	15 人 以内	学識経験を有する者 福祉、医療又は保健の関係者 介護サービス事業者又は介護予防サービス事業者を代表する者 介護保険の被保険者 その他市長が必要と認める者	3 年

安城市介護保険・地域包括支援センター運営協議会規則

平成 26 年 1 月 24 日安城市規則第 12 号

（趣旨）

第 1 条 この規則は、安城市附属機関の設置に関する条例（平成 25 年安城市条例第 34 号）第 5 条の規定に基づき、安城市介護保険・地域包括支援センター運営協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（職務）

第 2 条 協議会は、市長の諮問に応じ、安城市附属機関の設置に関する条例別表に定めるその担任する事務について、意見を述べるものとする。

（会長及び副会長）

第 3 条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定め、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（顧問）

第 4 条 協議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

（会議）

第 5 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（関係者の出席等）

第 6 条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めてその説明若しくは意見を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

（部会）

第 7 条 協議会に部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する4人以内の委員で組織する。

3 協議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって、協議会の議決とすることができる。

(部会長)

第8条 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

2 部会長は、部会を総理し、部会の議長となる。

3 部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する部会に属する委員が、その職務を代理する。

(部会の会議)

第9条 第5条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「協議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、福祉部高齢福祉課において処理する。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年8月3日安城市規則第26号)

この規則は、公布の日から施行する。

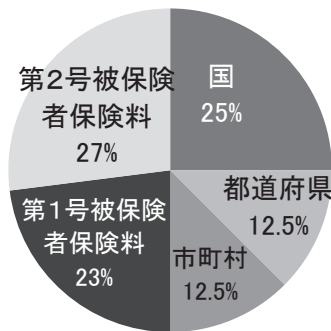
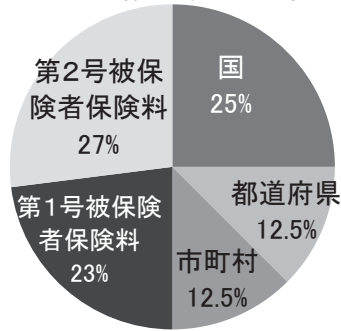
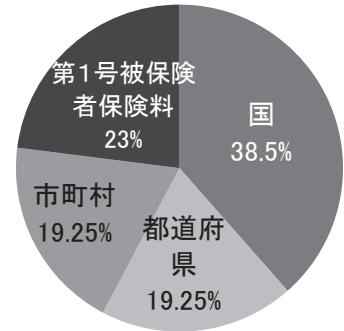
(1)歳 出

単位:円

区 分		令和5年度 決算額(A)	令和6年度 当初予算額(B)	令和7年度 当初予算額(C)	R6・R7当初 予算の比較 (C/B)
1 総務費		281,377,783	318,281,000	385,394,000	121.1%
2 保険給 付費	①介護サービス等諸費	8,937,951,671	9,816,000,000	9,902,000,000	100.9%
	居宅介護サービス給付費	4,083,534,965	4,320,000,000	4,474,000,000	103.6%
	地域密着型介護サービス給付費	1,750,486,589	1,986,000,000	2,000,000,000	100.7%
	施設サービス給付費	2,616,507,487	3,012,000,000	2,900,000,000	96.3%
	居宅介護サービス計画費	487,422,630	498,000,000	528,000,000	106.0%
	②介護予防サービス等諸費	372,801,030	464,000,000	472,000,000	101.7%
	介護予防サービス給付費	289,206,355	357,000,000	364,000,000	102.0%
	地域密着型介護予防サービス給付費	17,795,440	25,000,000	26,000,000	104.0%
	介護予防サービス計画給付費	65,799,235	82,000,000	82,000,000	100.0%
	③審査支払手数料等	5,895,862	7,000,000	7,000,000	100.0%
	④高額介護サービス費	201,408,261	271,800,000	295,000,000	108.5%
	⑤高額医療合算介護サービス費	32,855,321	39,400,000	48,400,000	122.8%
	⑥特定入所者介護サービス費	117,991,276	169,100,000	169,100,000	100.0%
	計	9,668,903,421	10,767,300,000	10,893,500,000	101.2%
3 地域支 援事業費	①介護予防・生活支援サービス事業費	285,884,523	369,136,000	369,386,000	100.1%
	②介護予防ケアマネジメント費	25,539,258	31,038,000	31,038,000	100.0%
	③一般介護予防事業費	49,366,204	59,403,000	6,770,000	11.4%
	④包括的支援事業費・任意事業費	372,885,639	424,108,000	172,312,000	40.6%
	⑤審査支払手数料等	606,294	800,000	800,000	100.0%
	計	734,281,918	884,485,000	580,306,000	65.6%
4 介護給付費準備基金積立金		280,234,000	109,000	2,623,000	2406.4%
5 諸支出金		155,732,326	5,825,000	5,203,000	89.3%
	一般会計繰出金(重層の支援体制整備事業)	0	0	89,974,000	—
	合 計	11,120,529,448	11,976,000,000	11,957,000,000	99.8%

(2) 介護保険の財源割合

保険給付費

介護予防・生活支援
サービス事業
一般介護予防事業費包括的支援事業
・任意事業費

(3) 歳入

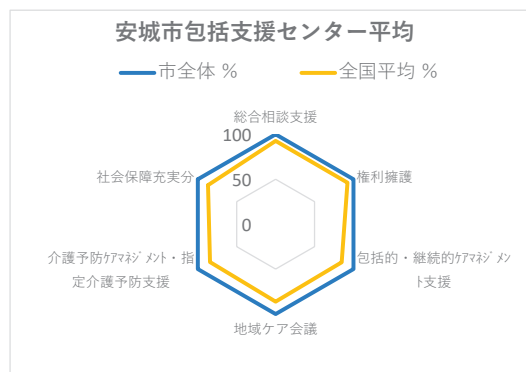
単位:円

区 分		令和5年度 決算額(A)	令和6年度 当初予算額(B)	令和7年度 当初予算額(C)	R6・R7当初 予算の比較 (C/B)
1	保険料	2,733,651,215	2,680,001,000	2,710,001,000	101.1%
2	手数料	83,483	50,000	50,000	100.0%
3	国庫支出金				
	①介護給付費負担金	1,857,511,472	1,989,660,000	2,020,500,000	101.6%
	②調整交付金	75,597,000	30,149,000	30,502,000	101.2%
	③地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業)	65,083,585	65,392,000	61,495,000	94.0%
	④地域支援事業交付金 (包括的支援事業・任意事業)	132,694,134	133,319,000	31,544,000	23.7%
	⑤保険者機能強化推進交付金	15,994,000	15,000,000	10,000,000	66.7%
	⑥介護保険保険者努力支援交付金	22,712,000	22,000,000	25,000,000	113.6%
	⑦災害時臨時特例補助金	15,000	1,000	1,000	100.0%
	⑧介護保険事業費補助金	4,000,000	0	0	—
	計	2,173,607,191	2,255,521,000	2,179,042,000	96.6%
4	支払基金交付金				
	①介護給付費交付金	2,626,112,818	2,907,171,000	2,941,245,000	101.2%
	②地域支援事業交付金	84,601,406	86,929,000	92,721,000	106.7%
	計	2,710,714,224	2,994,100,000	3,033,966,000	101.3%
5	県支出金				
	①介護給付費負担金	1,338,136,000	1,509,712,000	1,519,887,000	100.7%
	②地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業)	39,030,991	40,245,000	37,809,000	93.9%
	③地域支援事業交付金 (包括的支援事業・任意事業)	66,347,066	66,659,000	15,771,000	23.7%
	計	1,443,514,057	1,616,616,000	1,573,467,000	97.3%
6	財産収入	4,234,000	109,000	2,623,000	2406.4%
7	繰入金				
	①介護給付費繰入金	1,206,494,032	1,345,913,000	1,361,688,000	101.2%
	②地域支援事業繰入金 (介護予防事業・日常生活支援総合事業)	39,806,086	40,246,000	37,801,000	93.9%
	③地域支援事業繰入金 (包括的支援事業・任意事業)	57,177,692	66,660,000	17,739,000	26.6%
	④低所得者保険料軽減繰入金	81,587,670	101,000,000	75,000,000	74.3%
	⑤その他一般会計繰入金	394,532,609	534,469,000	571,094,000	106.9%
	⑥介護給付費準備基金繰入金	0	341,311,000	394,525,000	115.6%
	計	1,779,598,089	2,429,599,000	2,457,847,000	101.2%
8	繰越金	595,556,200	1,000	1,000	100.0%
9	諸収入	19,007,007	3,000	3,000	100.0%
合 計		11,459,965,466	11,976,000,000	11,957,000,000	99.8%
基金保有額		令和5年度末	1,227,700,000		

2 地域包括支援センターの評価及び結果について

(令和6年度 各地域包括支援センターによる自己評価)

【資料2】



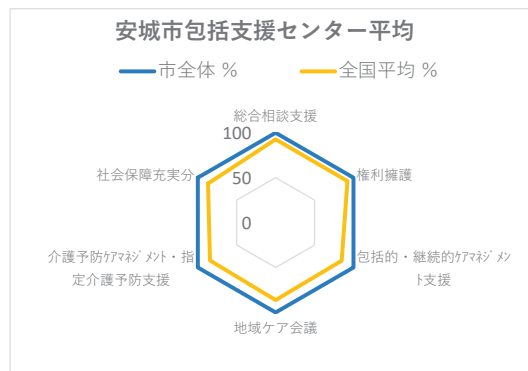
(令和6年度6月実施)

令和6年度重点目標	実践した内容
<さとまち> ●認サガ養成講座、勉強会、啓発イベント等各1以上実施、地域住民に認知症啓発を行う。 ●福祉委員会等を通じて支援者間の連携を深め生活課題を抱える世帯に対応できる相談体制を整える。 ●介護以外の部門との交流を深め、生活課題に対して早期対応できる体制を整える。	○認サガ養成講座6回開催(133名参加)、認知症カフェ6回開催、勉強会2回実施(40名参加)。[12月末] ○福祉委員会7町内で28回開催、健康チェックイベント8回実施(95名参加)。 ○地域ケア会議、勉強会を開催。個別会議10回開催。[12月末]
<中部> ●ケアマネと年5回以上定期的に検討機会を持ち連携を図る。 災害支援等に係る情報を地域や他包括と共有し連携を強化する。 ●年10回程度介護予防に関する講座を行う。 年1回以上健康状態不明者の状況把握を行い、訪問・受診勧奨を行う。 ●SCと協働し、認知症啓発や家族介護者支援として電話相談会、独身介護者のつどいを実施する。	○地域のケアマネと9回定期的に検討機会を持ち連携を図った。社協の災害支援情報を他包括やSC、薬剤師と共有し連携を図った。 ○毎月第4金曜日に介護予防講座を実施。(8回実施；72名参加[12月末]) 健康状態不明者に対し保健センターと状況把握を行った。 フレイル予防をテーマに地域ケア地区会議を開催。 ○福祉センターまつりでチームオレンジと協働し認知症啓発を実施。 認サガ養成講座を2回実施(90名参加)。 10月に介護の日電話相談会を実施、独身介護者のつどいに協力した。
<八千代> ●認定看護師と協働、年1回以上職員の認知症対応力向上を図る研修を行う。 ●フレイル対象者に対して年2回以上継続的支援を実施する。 ●ひとり暮らし高齢者、8050世帯等に継続的な関わりを実践する。 ●地域ケア会議で個別避難計画を活用した防災体制について検討を図る。	○認定看護師と協働し職員に対しONEアクション研修を2回開催(30名参加)。 ○健康チェック会(井杭山住宅16名、イトーヨーカドー41名参加)。 ○実態把握リスト更新作業を3月に1度実施、今後の支援につなげる。 ○民生委員等地域関係者に参加を依頼、個別避難計画作成を進めた。
<更生> ●SC等と協働、認サガ養成講座、搜索模擬訓練、認知症カフェに参加し地域住民に対し支援を強化する。 ●年1回以上「わたしノート」啓発を実施、勉強会等も行い看取り体制構築の推進を図る。 ●複合型困難事例の検討会を行い、多職種間での連携支援体制を強化する。 ●10回以上介護予防の啓発活動を実施、地域住民の意識高揚を図る。	○認サガ養成講座2回(78名参加)、搜索模擬訓練等43名参加。 地域ケア会議開催「認知症の方への意思決定支援」。 ○「わたしノート」勉強会2回開催(51名参加)。 ○複合型事例について障害関係者等を交え事例検討会を実施する。 ○地域リハビリテーション活動支援活動7か所実施(73名参加)。

2 地域包括支援センターの評価及び結果について

(令和6年度 各地域包括支援センターによる自己評価)

【資料2】



(令和6年度6月実施)

令和6年度重点目標	実践した内容
<松井> ●フレイルチェックを継続、個々に対する早期働きかけを行い介護予防への意識高揚を図る。 ●多世代に認知症の知識を広め、認知症の人が安心して暮らせる地域づくりを支援、SC、チームオレンジと協働し、当事者と触れ合える場をつくる。 ●地域と専門職が協働し、町くるみで防災について学ぶ場をつくる。	○6町内でフレイルチェック7回実施(221名参加)。 [12月末] ○小中学校計3ヶ所で認サガ養成講座実施(91名参加)。 [12月末] ○地域ケア会議で「震度5弱の地震が発生した場合」を想定し備えるべきこと等を話し合った。
<あんのん館> ●町内会等で年3回以上介護予防啓発を行い、住民自らフレイル予防を実践できるよう支援する。 ●SC等と協働し、認知症カフェの開催支援や認サガ養成講座等の認知症啓発を年1回以上実施する。 ●SC等と協働し、住民主体の生活支援活動の立上げを支援する。	○高棚老人クラブ等8か所で介護予防講話等49回実施(延1,000名程参加)。 [12月末] ○認サガ養成講座3回開催(90名参加)、認知症カフェ9回開催、搜索模擬訓練1回実施(約100名参加)。 [12月末] ○榎前町見守り活動等で生活支援について協議、福釜町にて移動支援について話し合った。
<ひがしばた> ●年1回以上認サガ養成講座、搜索模擬訓練等の認知症に係る普及啓発を行う。 ●音楽等を取り入れた魅力ある認知症カフェの開催支援を行うことで認知症への理解を深め介護者支援充実を図る。 ●SC、地リハ等と協働し、サロン等で介護予防に係る普及啓発を行い意識定着を図る。 ●個別訪問を行う等してひとり暮らし高齢者等の状況を確認、今後の支援につなげる。	○認サガ養成講座2回開催(102名参加)、搜索模擬訓練1回実施(43名参加)。 [12月末] ○認知症カフェ9回開催(105名参加)。 [12月末] ○サロンでの介護予防啓発を7回実施(約90名参加)。 [12月末] ○高齢者世帯64件の実態把握を実施、身寄りの有無や近隣の支援者等を把握した。 [12月末]
<小川の里> ●高齢に伴う疾病を抱える当事者を支援する人が相談できる体制を整える。 ●地リハ活動支援の体力測定結果等を分析し、介護予防への取組を継続できるよう働きかけを行う。 ●地域ケア会議で「高齢者の移動」について協議、実態把握の上支援策を検討する。	○パーキンソン病当事者の集いを4回実施。 [12月末] ○城山町内会等5回介入、基本チェックリスト180名に実施、個別での助言や全体に向けた総評を行った。 [12月末] ○市都市整備部局を交え地域ケア地区会議を実施、移動に関するアンケート結果の報告やあんくるバスの取組を共有した。

用語説明

・総合相談支援…地域の高齢者に対し、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげる等支援を行う。(総合相談、ネットワーク構築等)
・権利擁護…権利侵害を受けている、また受ける可能性が高い高齢者に対し、権利侵害の予防や対応を専門的に行う。(虐待対応・詐欺被害対応・成年後見制度の紹介等)
・包括的・継続的ケアマネジメント支援…個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的継続的なケアマネジメントを介護支援専門員が実践できるようにするために地域の基盤を整えるとともに個々の介護支援専門員へのサポートを行う。
・地域ケア会議…高齢者等の地域の人々や介護支援専門員等の専門職の声を地域包括ケアの推進に活かし、地域の実態に合致した地域包括ケアを構築するための会議。本市の場合は、地域ケア個別会議、地域ケア地区会議、地域ケア推進会議を地域ケア会議と位置付けている。
・介護予防ケアマネジメント…介護予防・生活支援サービスのみを利用する高齢者に対し、心身の状況に応じて、自らの選択に基づき適正な事業が包括的かつ効率的に実施されるよう必要な支援を行う。
・指定介護予防支援…介護保険における予防給付の対象者となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用等ができるよう支援する。
・社会保障充実分…在宅医療介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業との事業間の連携を評価するもの。
・セルフマネジメント…自分の健康増進や介護予防についての意識を持ち、自ら必要な情報にアクセスするとともに介護予防、健康の維持・増進に向けた取組を行うこと。(介護予防手帳の活用など)
・ポピュレーションアプローチ…健康リスクの予防・軽減を目的として、対象を限定せず集団全体に働きかけ、全体として健康障害リスクを低下させる取組方法のこと。

3 令和7年度地域包括支援センター事業実施方針及び事業計画案について

安城市地域包括支援センター事業実施方針（案）

（目的）

第1条 地域包括支援センター（以下「センター」という。）が、事業を円滑に実施できるよう、介護保険法第115条の4第1項の規定に基づき、センターの事業実施方針について定める。

（地域包括ケアシステムの構築の方針）

第2条 センターは、安城市（以下「市」という。）及び安城市内全ての各センター並びに関係諸機関と連携を図り、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活することができる環境構築の実現のために、医療、介護、予防、住まい、生活支援が切れ目なく一体的に提供できる地域包括ケアシステムの推進に努める。

（地域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務の方針）

第3条 センターは、実態把握や関係機関からの情報収集をすることで、地域の特性を考慮した課題を把握し、当該センターの役割を明確にし、地域ごとに重点的な業務や取組みを市とセンターが協議して行い、地域が抱える課題の解決に努める。

（地域社会との連携及び専門職との連携構築の方針）

第4条 センターは、高齢者を取り巻く多種多様な課題に対応するため、介護サービス事業者、医療関係者、民生委員、町内福祉委員会、社会福祉協議会等から構成される地域ケア会議の開催や、各関係機関が開催する会議への参加等、あらゆる機会を通じて、これらの関係機関との連携強化を意識し、高齢者を支援するためのネットワーク構築に努める。

（介護予防に係るケアマネジメントの実施方針）

第5条 センターは、介護予防ケアマネジメント及び介護予防支援を実施する際には、指定介護サービス事業所の活用に加え、住民主体の通いの場や趣味の活動、インフォーマルサービス等の活用を推進し、地域で自立した生活を送り続けるためのケアマネジメントの実施に努める。

2 介護予防ケアマネジメント及び介護予防支援を委託した場合は、センターは台帳への記録及びその進行管理を行う。

(介護支援専門員に対する支援・指導の実施方針)

第6条 センターは、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の実施に当たり、地域における介護支援専門員のネットワークを構築するとともに、介護支援専門員に対する日常的個別指導、相談への対応、事例検討会、交流会などにより地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例等への指導・助言を行い、後方支援体制の確立に努める。

(地域ケア会議の運営方針)

第7条 センターは、介護サービス事業者、医療関係者、民生委員、町内福祉委員会、社会福祉協議会等から構成される地域ケア会議（地域ケア個別会議・地域ケア地区会議）を主催し、運営する。

2 センターは、地域ケア個別会議を実施することにより、個別ケースの支援内容の検討による個別課題の解決を図るとともに、検討を通じて介護支援専門員が行う自立支援に資するケアマネジメントの支援、高齢者の実態把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築、地域課題の把握に努める。

3 センターは、地域ケア地区会議を実施することにより、地域の課題を把握し、課題解決に向けた関係機関の連絡調整・役割分担を図り、必要な地域づくり・資源開発につなげる。

(市との連携、個人情報取り扱い方針)

第8条 センターは、その運営において常に市との連携を意識し、報告・連絡・相談を徹底し、情報の共有に努める。

2 市は、権利擁護業務等を委託した立場の責任者として、センターと連携してその活動を支援するとともに、行政責任において適切に権限を行使して、地域住民の保健福祉の促進を担う。

3 センターは、予め本人から個人情報を目的の範囲内で利用する旨の了解を得るよう努める。また、関係法令（ガイドライン）を遵守し、厳重に取り扱うこととし、その保護に遺漏のないよう十分留意するものとする。

4 地域ケア会議における個人情報の取り扱いに関しては前項と同様であり、会議の参加者全員が個人情報の取り扱いについて十分留意するよう周知を行う。

5 介護予防ケアマネジメント及び介護予防支援を居宅介護支援事業所に委託する場合、委託先の事業所の個人情報の取り扱いについては、委託契約において関係法令を遵守し、厳重に取り扱うことを明記し、その保管に遺漏のないよう指導・助言を行う。

(公正・中立性確保のための方針)

第9条 センターは、包括的支援事業のみならず指定介護予防支援事業の実施にあたり、常に地域社会その他関係機関からの信頼を損なうことなく、利用者の選択の意思を尊重し特定の事業所に偏らないよう、公正・中立の立場を確保するよう努める。介護予防ケアマネジメント及び介護予防支援の委託先を選定する場合においても同様である。

2 市は、センターの運営に関する事項について、承認や協議、評価する機関としての役割を発揮し、適切、公正かつ中立的なセンターの運営を確保するために介護保険・地域包括支援センター運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

3 協議会においてセンターが公正・中立性を確保し適正な運営を行っているかを評価するために、センターは定期的にその運営状況や事業内容について報告する。

4 センターは、協議会において、事業を実施するに当たり助言を受けた場合は、その内容を真摯に受け止め、適正に事業を実施する。

(重点的に取り組むべき事項)

第10条 重点的に取り組むべき事項は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

高齢者を取り巻く課題を明確にし、必要な支援、サービスにつなげることが重要である。高齢者の課題を把握するために実態把握を行い、関係者と連絡をとって情報の集約に努める。また、支援が必要な高齢者については、個人情報保護に留意しながら、必要に応じて、医師など医療機関、ケアマネジャーなど介護サービス事業者、町内福祉委員会、民生委員等の関係機関、障害福祉関係機関等を招集して地域ケア個別会議を開催し、高齢者の地域での在宅生活を支援する。

(2) 虐待、処遇困難ケースなどの支援

虐待・処遇困難ケースについては、市と共同で相談・通報から問題解決に向けて継続的に支援し、必要に応じて保健・医療・福祉関係者など虐待対応協力機関と連携し、地域ケア個別会議等を開催する。

(3) 介護予防と社会参加の促進

窓口での相談、ケアプランの作成、実施状況の把握・評価等を的確に行えるよう、センター職員の資質向上に取り組むとともに、対応の中で明らかとなる

課題について地域ケア会議等に提示し、課題の解決方法について検討する。

また、市の主催する自立支援サポート会議に主体的かつ積極的に参加し、自立型ケアマネジメント力の向上に努め、そこで学んだことを実践できるよう、関係機関と連携を深める。

(4) 医療と介護の連携促進

在宅での医療依存度の高い高齢者や認知症高齢者支援など、関係する医療機関との情報共有、学習会など顔の見える機会づくり、相談できる関係づくりに取り組む。

(5) 認知症高齢者への対応支援

増加する認知症高齢者の支援と予防啓発のために、相談体制の充実や医療機関の情報提供、高齢者や地域住民に向けた認知症の理解のための勉強会の開催など、関係機関と連携し機能を充実する。また、スキルアップのため認知症地域支援推進員研修に参加し、認知症地域支援推進員との協力連携を図る。

令和 7 年度 安城市地域包括支援センター〈名称〉事業計画書（案）

1 運営方針

市の示す地域包括支援センター事業実施方針を踏まえ、高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続することができるようにするため、介護予防対策から介護サービスや医療サービスまでを、高齢者の状態の変化に応じ切れ目なく提供することが必要である。このため、地域の高齢者の支援を包括的に行う中核機関として安城市地域包括支援センター〈名称〉を設置し、公正で中立性の高い事業運営を行うものとする。

センターの基本機能は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 地域の高齢者の実態把握や虐待への対応などを含む総合的な相談支援業務及び権利擁護業務
- (2) 長期継続的なケアマネジメントの後方支援を行う包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- (3) 予防給付及び介護予防・生活支援サービスに係る介護予防ケアマネジメント

2 運営体制

- (1) 運営主体 資料 3-3 別紙のとおり
- (2) 設置場所 資料 3-3 別紙のとおり
- (3) 職員体制 資料 3-3 別紙のとおり
- (4) 実施地域 資料 3-3 別紙のとおり

3 地域の課題 資料 3-3 別紙のとおり

4 重点目標 資料 3-3 別紙のとおり

5 事業計画

(1) 総合相談支援

- ① 窓口相談 地域包括支援センターで随時受付
- ② 電話相談 地域包括支援センターで随時対応
- ③ 実態把握 訪問等必要に応じて随時実施

(2) 権利擁護、高齢者虐待防止業務

- ① 相談
- ② 関係者・関係機関との会議
- ③ 制度等の啓発

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- ・介護支援専門員への支援
 - ① 市内介護支援専門員との連絡調整、ケース検討
 - ② 困難ケース等の相談、同行訪問
- ・日常生活圏域における地域包括ケアシステムの推進
 - ① 地域ケア個別会議の開催（必要に応じ随時開催）
 - ② 地域ケア地区会議、情報交換会等の開催（地域ケア地区会議は年 1 回以上開

催)

- ③ 地域ケア推進会議、保健福祉部会、自立支援サポート会議への参加
- ④ 介護保険・地域包括支援センター運営協議会、地域包括ケア協議会への参加
- ⑤ 医療・介護・予防・住まい・生活支援の関係機関等との連携
- ⑥ 地域とのネットワークの構築
- ⑦ 生活支援コーディネーターとの協働

(4) 介護予防ケアマネジメント及び介護予防支援

要支援認定又は基本チェックリストの実施による判定に基づき、要支援者等に対して、介護予防及び生活支援を目的として、その心身の状況、置かれているその他の状況に応じて、その選択に基づき、適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう、専門的視点から必要な援助を行う。なお、ケアマネジメントは次の類型により実施する。

① 予防給付によるケアマネジメント

要介護認定の結果が要支援となり、かつ、予防給付を利用する者を対象に、アセスメント、サービス担当者会議等を実施した上で、介護予防プランを作成し必要な支援を行う。

② ケアマネジメントA

次に掲げる介護予防・生活支援サービスを利用する者（予防給付を利用する者を除く。）に対して、アセスメント、サービス担当者会議等を実施した上で、介護予防プランを作成し必要な支援を行う。

- (ア) 介護予防訪問サービス事業
- (イ) 生活支援訪問サービス事業
- (ウ) 介護予防通所サービス事業
- (エ) 生活支援通所サービス事業
- (オ) 短期集中型介護予防サービス事業

③ ケアマネジメントC

介護予防・生活支援サービス等を利用する者（予防給付を利用する者及び(4)②の対象者を除く。）に対して、利用者と相談しながら目標設定及び利用サービス等の選定を行う。また、ケアマネジメントの結果を利用者に説明等行い共有し、住民主体の支援等につなげる。

(5) 認知症への支援業務

- ① 認知症疾患医療センター、認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員との協力連携
- ② 認知症予防・対応に関する相談支援
- ③ 啓発活動

(6) 介護予防、地域包括支援センターに関する啓発活動業務

- ① 民生委員への啓発
- ② 町内福祉委員会への啓発

※ 主に介護予防支援業務(介護予防ケアプランの作成等)に従事する常勤又は非常勤の職員で、ケアマネジャー、社会福祉士、保健師又は看護師のいずれかの資格を有するもの

介護予防支援業務の一部委託について

(R6年6月からR7年1月末までの新規分)

安城市地域包括支援センターさとまち(東山中学校区)

	地 区	事 業 所 名	件 数
1	安城市	JAあいち中央ケアプランセンター安城南	1
2	安城市	えんがわ居宅	1
3	安城市	向日葵のひざしケアプラン	1

安城市地域包括支援センター中部(安城北中学校区)

	地 区	事 業 所 名	件 数
1	安城市	向日葵のひざしケアプラン	2

安城市地域包括支援センター更生(安城南中学校区)

	地 区	事 業 所 名	件 数
1	安城市	JAあいち中央ケアプランセンター安城南	1
2	安城市	居宅介護支援事業所 花むすび	1
3	安城市	向日葵のひざしケアプラン	1

安城市地域包括支援センターひがしばた(明祥中学校区)

	地 区	事 業 所 名	件 数
1	安城市	コープあいち福祉サービス支援事業所	1
2	安城市	ケアプランセンターひまわり・安城	4
3	安城市	居宅介護支援事業所しんでん	2
4	安城市	JAあいち中央ケアプランセンター安城南	1

(参考)委託契約事業所数及び件数

契約事業所数 26事業所(市内24事業所 市外2事業所)

センター名	契約事業所数	契約件数
さとまち	10	33
中部	9	27
八千代	8	16
更生	14	29
松井	15	60
あんのん館	12	70
ひがしばた	7	37
小川の里	8	44

83

316(重複有り)

5 令和 7 年度 地域包括ケア推進事業計画案について

1 地域での取組み

- (1) 町内福祉委員会中心の地域見守り活動の継続と推進
- (2) 介護予防・生活支援に関する住民活動の継続
- (3) 医療と介護、地域が連携した地域ケア個別会議への参加
- (4) 地域の課題の解決策の検討を中心とした地域ケア地区会議、協議体（生活支援ネットワーク会議）への参加

2 地域ケア会議の開催と各部会の活動

(1) 地域ケア個別会議の開催

困難事例を中心に医療・介護・福祉の専門職と地域の関係者が連携し、個別支援に向けた検討を行う。また、自立型ケアマネジメントの強化と多職種の視点によるケアの質の向上を目指し、自立支援サポート会議（～みんなでもう一歩～）を隔月で開催する。

これらの会議の開催を積み重ねることにより、個別ケース等からの地域課題の抽出やニーズ把握を行うとともに、必要な地域資源の発掘と創出等に繋げていく。

(2) 地域ケア地区会議の開催

地域の課題を明らかにし、その解決策を検討するとともに、必要に応じ、保健福祉部会での検討や地域ケア推進会議への提案につなげる。

(3) 地域ケア推進会議の開催

ア 地域ケア地区会議から提案された課題の解決策について協議する。

イ 令和 2 年度に策定した看取り体制支援プランを引き続き推進し、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築、医療・介護関係者の情報共有、顔の見える関係づくりをさらに進める。

ウ 多職種連携とスキルアップを目的とした在宅医療介護連携のための研修会を実施する。

エ 各部会でテーマについて検討し、地域包括ケアの推進における問題点とその解決策等を探る。

3 主な取組み

(1) 介護予防事業

ア すっきり・しゃっきり健康教室や町内健康体操教室を始めとする地域の介護予防に資する活動や身近な通いの場を支援する。

イ 元気な高齢者が活躍できる場や機会を創出する。

ウ 介護予防・フレイル予防に関する普及啓発を行う。

（広報、講演会の実施、通いの場でのフレイルチェックの実施等）

エ サロンなどの担い手を対象にしたリハビリ専門職による支援を行う。

オ 生活機能の低下がある人の機能改善を目的とした短期集中型介護予防サービスの普及拡大と効果的な実施方法の検討を行う。（普及啓発並びに、地域包括支援センター（以下「包括」という。）、リハビリ専門職及び生活支援コーディネーターとの連携促進）

カ 包括が介護予防アセスメントをする際に、リハビリ専門職によるアセスメント支援を実施することにより、生活状況の把握とともにサービス利用者の自立を促す目標設定を支援する。

キ これまで作成した介護予防動画（DVD編、YouTube 編）の活用を町内会及び個人向けに啓発し、地域の通いの場における運動の機会を増やすとともにセルフケアを推進する。

ク 保健事業との一体的実施事業を中学校区毎に実施する。市、社協、包括等が連携し、主に通いの場におけるポピュレーションアプローチを実施して検証と課題の分析を行う。

（２）認知症施策推進事業

ア 認知症の人とその家族の支援に向けた取組み

（若年性認知症、本人発信支援を含む。）

イ 認知症サポーター、ステップアップ講座修了者を中心とした活動の場の検討（チームオレンジによる展開）

ウ 認知症高齢者見守り事業

（認知症高齢者個人賠償責任保険、認知症等行方不明高齢者搜索模擬訓練の実施、見つかるつながるネットワークの周知）

エ 医療・介護の専門職の連携強化と認知症対応力の向上に向けた取組み

（事例検討会・研修会等）

オ 職域の特性に応じた認知症対応を身に付け、日常の業務において、さりげなく支援できるよう職域での認知症理解促進に向けた取組み

カ 小学生等向け認知症サポーター養成講座の実施

キ 認知症に関する市民の理解を深めるための取組み（講演会、広報等）

ク 地域の実情に応じた認知症施策推進計画の立案に向けた取組み

ケ 市域全体の認知症支援に関する情報集約と共有、認知症カフェ等活動者の後方支援（市、包括、地区社協、認知症初期集中支援チーム等との認知症施策推進のための検討）

（３）在宅医療・介護連携推進事業

ア 安城市医療・介護・福祉ネットワーク「サルビー見守りネット」の活用促進とオンライン会議の実施促進

イ 在宅医療に関する普及啓発（看取りやACPをテーマとした広報、講演会及びまちかど講座の開催、専門職向けACPマニュアル、わたしノート及び在宅医療ガイドブックの活用）

ウ 看取り体制支援プランの推進（作業部会において、わたしノートや安城市版「情報共有・連携ルール」の内容見直しと活用推進を図る。）

エ 在宅医療サポートセンターの運営

(4) 生活支援体制整備事業

ア 協議体にて、地域住民及び民間企業やNPOなどが持つ社会資源（生活支援サービスや介護予防に資する取組み等）の把握とネットワーク化を図る。

イ 移動に制約のある高齢者に対する持続可能な支援を検討する。

ウ 住民活動の担い手の養成とその活用を視野に入れた取組みを行う。

エ 自立支援サポート会議の積み重ね等により高齢者の生活課題及び不足する資源を把握するとともに、地域の社会資源の活用を図る。

(5) その他

重層的支援体制整備事業に協力し、市役所全体で構築する多機関協働事業と連携しながら複合課題を抱えた世帯の支援を行う。